

一般社団法人 日本保健物理学会  
著作権規程

規程第 A-5 号  
2025 年 10 月 2 日

(目的)

第 1 条 本規程は、本学会に投稿される著作物に関する会員及び投稿者（以下、あわせて「会員等」という。）の著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

(定義)

第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

- (1) 著作物 著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。
  - ① 本学会発行の出版物に投稿される論文、解説記事等
  - ② 本学会に投稿される研究報告
  - ③ シンポジウム、全国大会、本学会が主催若しくは共催する国際会議等の予稿又はプロシーディングス原稿
  - ④ ウェブサイト掲載物
  - ⑤ その他前記①から④に類するものであって本学会が指定するもの
- (2) 著作者 会員等であって、著作権法第 2 条第 1 項第 2 号に規定するものをいう。
- (3) 著作財産権 著作物の著作財産権をいい、著作権法第 21 条（複製権）、第 22 条（上演権及び演奏権）、第 22 条の 2（上映権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 24 条（口述権）、第 25 条（展示権）、第 26 条（頒布権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に定めるすべての権利を含む。
- (4) 著作者人格権 著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第 18 条（公表権）、第 19 条（氏名表示権）及び第 20 条（同一性保持権）に定めるすべての権利をいう。

(著作権の帰属)

第 3 条 著作財産権は、すべて本学会に帰属する。

- 2 著作財産権は、著作者が本学会に対して著作物を投稿した時点をもって本学会に譲渡されたものとする。

- 3 特別な理由により前二項に定める取り扱いが不可能である場合、著作者は投稿を行う際にその旨を本学会に対して書面で申し出るものとし、かかる場合の取り扱いについては、本学会及び著作者の協議によって定める。
- 4 前項に定める場合であっても、著作者は、法令及び前項に定める特別な理由の許容する範囲において、本学会に対し、本著作財産権について国内外で無償で独占的に利用する（複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む。）権利を許諾（有償無償を問わず、本学会がサブライセンスを行う権利を含む。）するものとする。
- 5 本学会の出版物に投稿された論文等が本学会の出版物に掲載されないことが決定された場合、本学会は当該論文等の著作権を著作者に返還する。

（著作者人格権の不行使）

- 第4条 著作者は、本学会及び本学会が著作物の利用を許諾した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。
- 2 前項の規定は、本学会及び本学会が著作物の使用を許諾した第三者が、本著作物を原著作物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

（著作者による著作物の使用）

- 第5条 著作者は、当該著作者が創作した著作物を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む。）、その利用目的等の本学会が別途定める事項を記載した書面により本学会に申請し、その許諾を得るものとする。
- 2 本学会は、当該本著作物の利用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める著作者からの申請を許諾する。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、著作者は、次の各号に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。
    - (1) 著作者個人又は本著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した著作物を掲載する場合（機関リポジトリへの保存及び公開を含む。）
    - (2) 著作権法第30条から第50条（著作権の制限）において許容された利用

（著作者による保証等）

- 第6条 著作者は、著作物が、①第三者の著作権及びその他の知的財産権並びにこれらの出願又は登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと、②著作物が二重投稿ではないこと、及び③著作物が共同著作物である場合には、本学会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証する。

なお、著作者は、著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

(二重譲渡の禁止)

第7条 著作者は、本学会以外の第三者に対し、著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及びその利用許諾（出版権の設定を含む。）をしてはならない。

(紛争解決に関する協力)

第8条 著作物に関する第三者からの権利侵害又は著作物による第三者に対する権利侵害等、著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、著作者及び本学会は相互に協力してこれに対処する。

(協議)

第9条 本規程に定めなき事項及び本規程の各条項の解釈に疑義が生じた場合、著作者及び本学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

(既発行の著作物の取扱い)

第10条 本規程の施行前から本会が著作権を有していた著作物については、著作者から別段の申し出があり、本会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程の各号を準用する。

付則 本規程は、2025年10月2日から施行する。